

様式第 3 号

会 議 録

会 議 名 (付 属 機 関 等 名)		第 13 回 キセラ川西エコまち協議会		
事務局 (担当課)		キセラ川西整備部 キセラ川西推進室 地区整備課		
開 催 日 時		平成 28 年 11 月 29 日 (火) 10 時 00 分 ~ 12 時 00 分		
開 催 場 所		川西市役所 4 階庁議室		
出 席 者	委 員	加藤、山中、松村、牧田、安田、中根、松塚、和田、下司、井上 (武) 佐々木 (山本代理) 西本 (蟹井代理) 畑中、井上 (博) 金淵、河合、 新田、日下、津賀 (敬称略)		
	その他	(オブザーバー) 松下、坂野、柴田 (敬称略)		
	事務局	酒本、北野、藤田、山角、池永 (地区整備課) 森留 (地区推進課) 絹原、中川 (調査機関)		
傍聴の可否		可	傍 聴 者 数	0 人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由				
会 議 次 第		1 開会あいさつ 2 出席者紹介 3 前回からの動き ・工事の進捗状況 ・建築行為等の手続条例運用状況 ・みどり部会の設置について 4 議事 エネルギーモニタリングの試行実施と環境啓発イベントの実施につ いて 建築賞・ラベリングについて ・エコまち建築賞の選考結果について ・エコまちラベリング・エコまち建築賞サイン等について 5 今後の予定		
会 議 結 果		別紙審議経過のとおり		

審 議 経 過

<開会>

1. 開会あいさつ

(キセラ川西整備部 部長あいさつ)

- ・おはようございます。今日の協議会は今年初めてとなり、委嘱状をお渡している。開始してから5年くらいが経過する。エコまち研究会で検討をスタートし、その後ほぼ同じメンバーで協議会が発足しました。そして、エコなまちづくりを進めていくための計画策定しようとしていたところ、国のエコまち法が制定し、その法律に基づく計画として全国で第1号となりました。この事業は、計画が出来て終わりではなく、計画が出来た後からがスタートで、具体的に誘導していくため、エコまち運用基準を作成した。運用基準を権利者の方々に、十分に協議させていただき、なんとか運用基準の内容を建築計画に反映させていくために手続き条例をつくり運用する仕組みを作ってきた。工事も順調に進んでおり、工事費としては8割の発注が終わっている。来年度に工事を少し残しますが、ほぼ工事が完了する見込みです。宅地についても4割を超える宅地を権利者の方に引き継いでいる。今後は、協議させていただいた通り、建築されているかをモニタリングしていき、低炭素化が実現できているかどうか、評価していこうという動きとなる。この協議会も計画づくりからモニタリングのステージに移っていく。本当に大事なのは、モニタリングだと思う。意識の高い建築物もありますので、そのような建築物へは表彰も行う予定であり、本日の協議項目となっている。皆様のおかげでなんとかここまで来ているが、引き続きよろしくお願いしたい。
- ・本日、新聞に大手のハウスメーカーが、2019年に初めてマンションのゼロエネをつくるというニュースが出ていた。再生可能エネルギーの導入や省エネルギーを進めるその方向性は、我々が進めている方向性と一緒なのかなと思っている。この地区は、大半が小さい建築物なので、省エネ法の対象とならない建築物を低炭素化していくということで大きなことでもなく目立つことでもないが、引き続き、がんばっていききたいので、活発なご議論をお願いしたい。

2. 出席者紹介

3. 前回からの動き

○事務局

・資料説明

資料 1-1 工事の進捗状況

資料 1-3 みどり部会の活動状況

○会長

- ・みどり部会ができて、ガイドラインも試行版が出来ていますが、条例はもともと市全体のルールとして決められていると思いますが、それをベースとして、ここだけのルールをガイドラインという形で作成された。試行期間なので、使用料を減免されるということは良いと思うが、通常のルールでは減免について謳われているのか。

○事務局

・謳われている。市長の許可があれば減免されるということである。

○会長

・みどり部会は、協議会の内部組織なので、みどり部会が市長に申請書を提出するということになるのか。

○事務局

・減免の申請は、公園を利用される方が公園を所管する担当課に申請をするという手続きになる。
・ガイドラインの作成はみどり部会がおこなっているが、実務を担う予定はない。

○会長

・一般的に問題になるのは、ルールを運用する主体をはっきりさせる必要がある。ルールに全て書いていけば良いが、書ききれていない部分について裁量の部分が発生する。この裁量は、みどり部会ではなく、市の担当課ということになるのか。
・みどり部会がイベントをする場合は、市に申請を出すという手続きになるということか。

○事務局

・そうである。

○会長

・よろしいでしょうか。行商も良いなど積極的なガイドラインになっていると思う。

○委員

・大変詳しく書かれていて良いかと思うが、これまで川西市では公園をこのように使われていた例はあるのか。

○事務局

・これまで、実際に許可に至った例はなかったが、ワークショップからプレーパークの活動が立ち上がっており、キセラ川西の近隣の公園で許可を取られて、活動されている事例がある。

○委員

・今、お話されたとおり、これまで、あまり事例がないという状況だと思う。ここの公園をどう使っていくのかという先導的な役割もある。来年度以降のみどり部会の活動が、この公園の使い方や川西市の公園の利活用の方向性を決めていくことになると思う。非常に重い役割となると思うが、財政的な支援は考えられているのか。

○事務局

・施設は市が作って、自由に使っていただきたいという思いがある。市民や既存団体が主体的に使っていただきたいという思いが前提にあるので、そのような活動に助成を出す予定はない。

○委員

・個人的な意見だが、それはやめた方がよい。主体的になると、自由という思いになるが、行政から指導していくと何もできなくなる。
・みどり部会の方々がこうしたい、ああしたいという思いがあってガイドラインが作られたのだと思うが、その活動のモチベーションを下げないようにしないと難しいので、後押しするような仕組みがいる。
・千里中央のコラボの施設があり、市民が自由に使ってくださいというスペースを使ったりしたが、市民の活動をする仕組みをつくり、行政からもある一定のお金を支援したりしながら活動を作ったという経緯がある。そういうことを並行していかないとやりにくくて、そうでないと笛

ふけど踊らずとなる。計画を作って終わりにならないようにするには、市民をエンカレッジする仕組みと場所とお金と人が必要となる。全部が全部行政が管理しないとは思いますが、どんな花を植えるのかということもコントロールしていかないといい公園にならない。市民の自由な発想も良いが、はじめの理念を達成するためには行政も関与していかないと、絵に描いたモチになるのではと思う。

○会長

- ・ 重要なご指摘である。感想を述べると、せせらぎ公園は公共施設であり、行政事務としては管理の義務がある。財政改革の中で、行政の出費を減らす、効率化させるなどの大義名分のために民間委託ができるようになってきている。そういう視点から行くと、市は作った、管理はしません、出費はしませんということにはいかない。訴えられたら負けてしまう。市民が管理する部分は代行者なのでいくらかは管理費用を負担しないといけない。限りなくゼロにするということはあるかもしれませんが、勝手にやっていただきますということでは厳しいと思う。

○事務局

- ・ 市民と行政の役割分担をどうしていくのかに尽きると思っている。これまで、公園の運営と市民の関係でいくと、公園でけがをすると市へ苦情の電話がある。公園への電話はそれが大半を占め、苦情と苦情の処理の関係になっている。この公園の事業については、そうではなく、市民が市民のものとして使っていただく意識を醸成していけないかということで、市民参加で公園を作り上げていくことが必要だろうということでこれまで取り組んできた。市民が主体となって、行政が側面的に支える形で進めてきている。
- ・ ガイドラインも市民が自由に使うということを表面的に言っているが、自由に使うということは縛りがあるということ伝えてる。一般的には、自由ということなんでもありととらまえられるという風潮があると思っているが、自由というのは、ルールを作って、周りに迷惑をかけないように活動してほしいということでガイドラインを作成した。
- ・ これまでこのような仕組みが川西市になかったこともあり、大きな節目であり、他の公園に波及していく可能性もあると思っている。せせらぎの活動がベースとなり、全市に広がっていけば良いと内心思っているが、その時のみどり部会との関係もご指摘ありましたが、みどり部会は全市に及ぶことまでは考えておらず、キセラ川西での仕組み、ルールと運用していくことを考えている。ただ、地域の方がキセラ川西まで来てプレーパークをしようというところから始まり、近隣でしてみようかという流れになった場合は、地域に応じたガイドラインが出来上がればということ想定している。みどり部会が市域全域の公園について議論する場ではないと思っている。
- ・ 今後運用される中で、事例も出てきて、ガイドラインも完璧だと思っていないので、どうしたら市民の方も満足度高く運用できるかも見極めながら、実施していきたいと思っているし、みなさんのご意見をうかがいながら進めていきたいと思う。

○会長

- ・ モデルプロジェクトを実施しようとしていることだと思う。市はぜひ、これを殺さないように、育てていただけるように進めていただきたいと思う。
- ・ 担当課は、公園緑地課となるのか。

○事務局

- ・ ゆくゆくは公園緑地課ですが、来年度は地区整備課で事務を行い、ゆるやかに移行していきたい。

○委員

- ・ご担当の気持ちのこもった説明が良かったと思う。
- ・低炭素との関係で、モデルと位置付けるという視点を考えると、イベントをする際に、カーボンオフセットなども検討いただければと思う。最近、簡単に出来るので、やってはどうかと思う。
- ・P4 について、植物を採取しないようになど持ち出さないというルールはあるが、最近、持込みという例もある。変な動植物を持ち込むということもあるので、入れてはどうか。
- ・タイトルについて、キセラ川西とせせらぎ公園と音感が重なるので、愛称をつけられてはどうかと思う。

○副会長

- ・公共の立場から作るとこうなるだろうというのは思うが、書き方の問題で、「許可があればできること」と「できるけど許可がいる」という表現では印象が違う。何が出来るのかが良く解らないが、現状で考えることとして、P5 に記載されていることを許可をとってください。運用の中で想定していなかったこと、苦情が出て来たことは、ここに限らず途中の段階で許可をとるように変更しますということを前提とした記載をしておくことも出来るのではないかと思います。
- ・まちの主旨にあうことであれば、減免していく。例えば、環境教育やホテルに関することなど。誰が認定するのかということはあると思うが、場合によっては使用料がかからない方向でも出来るということで活動の内容を促しても良いのではないかと思います。

○事務局

- ・様々な取組が行われると思うので、方向性の合致するものは後援をさせていただいて減免していく方向性を考えている。

○会長

- ・他の例でいくと、許可案件を試行期間中に行政が行うということは大変負担になると思う。少なからず、試行期間中は第三者機関に任せた方が良いと思う。行政が言うときには、根拠条例などが必要となってくるが、市長が委嘱された第三者機関が許可したということであれば、理屈がつく。デファクトスタンダードというが経験の積み重ねでスタンダードが出来上がっていく。行政はデジュールスタンダードで、法律、定義によるルールである。しかし、だめなもののルールは一般的なもので、まだ定義ができていない。

○副会長

- ・そういうものに協議会を利用してもらえればと思う。

○会長

- ・特に減免については、大変だと思う。本来、取らなければならないものに、取らないということなので、気になる。市民への説明責任となる。

4. 議事

エネルギーモニタリングの試行実施と環境啓発イベントの実施について

○事務局

- ・資料説明
 - 資料 2-1 エネルギーモニタリングの試行実施報告
 - 資料 2-2 エネルギーモニタリング試行実施要領
 - 資料 2-3 啓発エコイベントの実施

○会長

- ・ありがとうございました。ご質問ございますでしょうか。

○副会長

- ・P3について、3つのグラフがあり、計画策定時から協議によって下がるということかと思うが、事前協議でもグラフの色が異なるが、段階があるということか。

○委員

- ・グラフ作成上の関係でそうになっている。空地については、面積のみ時点修正を行っている状況である。

○副会長

- ・この資料は公表していくということになるのか。

○委員

- ・公表資料はここまで公表せず、全体の結果を示す予定である。
- ・もう少し分かりやすい表現に努めたいと思う。

○会長

- ・よろしいでしょうか。順調に推移しているということで見てもよいのだろうか。エコイベントもなかなか大変だが、よろしく願いたい。
- ・ご質問なければ、次の議題に移りたいと思う。

モニタリングについて

○事務局

- ・資料説明

資料 1-2 建築行為等の手続き条例運用状況

資料 4-1 ~ エコまち建築賞の選考結果について

資料 4-2 エコまちラベリング・エコまち建築賞サイン等について

○会長

- ・ここで、御承認いただきたいのは、選考結果として3件がエコまち建築賞として表彰することと、最後のラベリングサインのデザインについて進めていきたいということでご意見を願います。

○副会長

- ・講評案については、今後公表していくということによろしいでしょうか。それであれば、少し、気になることがあります。
- ・例えば、PFI 事業におけるありますが、市民の方々には分からないと思いますので、事業名の記載が必要ではないでしょうか。また、積極性ということもありますが、そこも具体的に記載が必要だと思います。「取組を確認できた」というところも「していただいた」という表現の方が良いかと思いますので、視点を確認してはと思う。

○委員

- ・資料 4 - 2 のサインについて、この色にされた理由はあるのでしょうか。当初のシンボルマークの色ではだめなのではないでしょうか。サインのロゴに敬意を表するのであれば、同じものを使った方がよいのではないかと。

○事務局

- ・デザイナーにも確認が必要ですが、ベースの色との補色関係で現在の色としているのではと思うのと、スタート当初は、基本フルセットバージョンで展開してきたが、一定、当初のロゴは浸透してきたということ、またスタート当初、色々なバージョンもご提案いただいていたのでそこから全体のバランスを見て、単色のこのようなご提案となっているがデザイナーと相談したいと思う。

○会長

- ・せっかくロゴを作っていて、使わないのかという素朴な質問かと思う。
- ・ラベリングと立看板が、英語だけでは、何の表彰なのか分からない。

○委員

- ・分からないが、興味のある方が気になって、議論になる方がいいのかもしれない。
- ・ラベリングと建築賞で、フォントが違うのは気になるので確認いただければと思う。

○事務局

- ・ロゴを作っていた方に作成していただいている。ご意見のとおり、ラベリングの評価をするものではないかという話があり、当初は、もう少し違う案を考えたが、ラベリングにこだわりすぎるとなかなか目を向けてもらえないのではと思い、ぱっと見て、まちで何かをしているということ表現したいという思いで議論し、そのような経過でこの案を出させてもらっている。

○副会長

- ・英語にした場合、緑、景観がデザインになっている。最近、デザインという言葉は本来の意味のデザインに近い使われ方をされるようになってきている。誤解を招く可能性があるのではないかとと思う。
- ・また、アクションを訳してアクトというのも分からないのではないかとと思う。

○会長

- ・Act は基本的に法律という意味もあるので、外国人の方は行動とは思わないだろう。

○副会長

- ・Ver2015 となると、2015 回も版を重ねているのかとなるので、ver はいらないのではないかと。

○事務局

- ・いただいたご意見踏まえて、検討したい。

○会長

- ・これらのサインはいらないという拒否は出来ないということなので、地域の皆さんには引き受けていただければと思う。

5. 今後の予定

○事務局

- ・資料説明

資料5 第1回先進的まちづくりシティコンペについて

○会長

- ・それでは、特になければ、これで閉会したいと思います。ありがとうございました。